

スマホソフトウェア競争促進法の 下位法令及び指針（概要）

令和 7 年 7 月
公正取引委員会

スマホソフトウェア競争促進法

(スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律)

スマホソフトウェア競争促進法施行令（政令）

- 規制対象事業者の指定に係る基準、正当化事由の目的、選択画面の対象となるソフトウェア等を含め、スマホソフトウェア競争促進法において政令に委任されている各事項を規定するもの。
(※ 規制対象事業者の指定に係る基準については、年度における各月の特定ソフトウェアの平均利用者数が4000万人以上であることを規定済。)

スマホソフトウェア競争促進法施行規則（規則）

- 使用を禁止するデータや取得等の条件を開示するデータの対象、選択画面の表示方法、仕様等の変更等に係る情報開示等の具体的な実施方法のほか、遵守報告書の提出に係る詳細、法に違反する行為の調査に係る詳細といった、スマホソフトウェア競争促進法（又は施行令）において、公正取引委員会規則に委任されている各事項を規定するもの。

スマホソフトウェア競争促進法に関する指針（ガイドライン）

- 指定事業者の禁止行為に係る規定に違反する行為及び指定事業者の講ずべき措置に係る規定の遵守のために指定事業者が行うべき行為の明確化とともに、公正取引委員会における法の運用に当たっての方針の明確化によって、法の円滑かつ適切な運用に資することを狙いとするもの。
- 指針の構成は以下のとおり。
 - 第1 はじめに
 - 第2 基本的考え方
 - 第3 禁止行為及び講ずべき措置についての考え方
 - 第4 遵守報告についての考え方
 - 第5 関係行政機関との連携の在り方

特定ソフトウェアの分野における競争の促進等の重要性

- ◆ スマートフォンが国民生活及び経済活動の基盤となる中では、個別アプリ事業者間における個別ソフトウェアの提供を巡る競争をはじめとして、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争が確保されることが重要。
- ◆ 公正かつ自由な競争を通じて、新たにアプリストアが参入したり、新たなスマートフォンの機能を利用したサービスを提供する個別ソフトウェアが登場したりするなど、特定ソフトウェア及び個別ソフトウェアについてのイノベーションが促進され、スマートフォンの利用者である消費者は、それによって生まれる多様なサービスを選択できるなどの恩恵を享受することが可能に。
- ◆ 特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保のためには、法の円滑かつ適切な運用が不可欠。公正取引委員会としては、競争上の問題の大きさに比して適切な規制となるように、指定事業者との日常的な対話を通じて指定事業者による法の規定の遵守を促すとともに、禁止行為に係る規定や講ずべき措置に係る規定が遵守されていない場合には厳正に対処。

指針の見直しについて

- スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェアを巡っては、新たな技術やサービスが次々と出現し、今後新たな課題が生じていくことも考えられることから、特定ソフトウェアに係る市場や事業活動の変化等を踏まえつつ、必要に応じて、本指針を随時見直していくものとする。

法と独占禁止法との関係

- 禁止行為に係る規定に違反する行為は、独占禁止法違反に典型的に該当する行為であるところ、形式的な行為要件への該当性に基づき違反に係る事実認定を行うことで、競争制限行為を迅速に排除することを念頭に法を新たに制定した趣旨を踏まえれば、法と独占禁止法が重複する事案（対象事業者及び行為）について、原則として法を優先して適用。
- また、例えば、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権が存在することを理由とする技術の利用に係る制限行為については、従来の独占禁止法における運用に倣って判断するため、当該行為が知的財産権の権利行使と認められる場合には、法第5条から第9条までに違反しないと判断することとなる。

基本的考え方

- ◆ 法第5条は、基本動作ソフトウェア、アプリストア又はブラウザに係る指定事業者が、当該特定ソフトウェアの利用を通じて取得したデータを、自社（又はその子会社等）の商品又は役務を競争上有利なものとするために使用することを禁止。
- ◆ 指定事業者が収集したデータを商品又は役務の提供のために使用する行為は、他の個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者と比べて当該商品又は役務のマーケティングや開発等の観点から優位性を持つこととなるという競争上の問題を生じさせ得るものであることから、当該データの使用を禁止することで、個別ソフトウェア等に係る競争を促進しようとするもの。

対象となるデータの考え方

- 基本動作ソフトウェア、アプリストア又はブラウザに係る指定事業者がどのようなデータを取得しているかは、網羅的に確認することが困難。また、スマートフォンの特定ソフトウェアを巡る技術の進歩や市場環境の変化は著しい。
- したがって、法第5条の対象となるデータについて、公正取引委員会規則でその類型を定めた上で、指針において主に想定されるデータの具体例を列挙し、特定ソフトウェアを巡る技術の進歩や市場環境の変化に合わせて必要に応じた見直しを行っていく。

スマホソフトウェア競争促進法施行規則

法第5条各号の公正取引委員会規則で定めるデータは、他の個別アプリ事業者が提供する個別ソフトウェア／他のウェブサイト事業者が掲示するウェブページに関する次に掲げるデータ（加工したデータ又は組み合わせた生成データを含む。）

- ① 当該個別ソフトウェアを利用する／当該ウェブページを閲覧するスマートフォンの利用者に係るデータ（当該スマートフォンの利用者によって当該個別ソフトウェアの利用／当該ウェブページの閲覧を伴わずに提供されたものを除く。）
- ② スマートフォンの利用者が当該個別ソフトウェアを利用する際に／当該ウェブページを閲覧する際に生成された又は提供されたデータ（①に該当するデータを除く。）
- ③ 当該個別ソフトウェア／当該ウェブページの内容及び仕様に係るデータ

➤ 指針における、①～③に係るデータの具体例

- ① 利用者の属性（氏名、連絡先等）、端末等の識別子（ID、クッキー、IPアドレス等）、支払に必要なデータ（カード番号、口座番号等）等
- ② 個別ソフトウェアが利用したOS機能及びその利用状況、作動中のエラー、個別ソフトウェアの利用に伴う購入履歴、ブラウザの利用状況等
- ③ 個別ソフトウェアやウェブページの技術的仕様等

競争関係にある商品又は役務の提供のために使用することの考え方

- 「競争関係にある」とは、スマートフォンの利用者から見て同種の商品又は役務をいい、個別ソフトウェア又はウェブサイトはもとより、個別ソフトウェアと事実上一体として提供される商品又は役務も含む。
- 「競争関係にある」とは、潜在的な競争関係も含む。
- データを競争関係にある商品又は役務の提供のために使用したかは、競争関係にある商品又は役務の類似性・関連性、開発・改良時期、開発・改良に必要なデータ等を総合的に考慮して判断し、特に「使用」の態様については特段の制限はなく、目的（「競争関係にある商品又は役務の提供のため」）との関連性と、データの「使用」の態様を勘案し、競争関係にある商品又は役務の提供のために使用したと認められるかを判断する。

「取得したデータの不当な使用の禁止」についての想定例

ア 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、他の個別アプリ事業者が開発し提供しているアプリ（スマートフォンの周辺機器の操作個別ソフトウェア）の利用状況に係るデータを使用して、当該周辺機器と類似の機能を有する周辺機器を開発し提供を開始した場合。

イ アプリストアに係る指定事業者が、他の個別アプリ事業者が開発した個別ソフトウェア（βアプリ）内における、スマートフォンの利用者の購入履歴データを使用し、当該指定事業者が提供する類似の個別ソフトウェア（γアプリ）内における課金アイテムの販売促進の観点から、βアプリ内において頻繁に課金アイテムを購入するスマートフォンの利用者に対して宣伝活動を重点的に行った場合。

違反行為防止のための指定事業者による望ましい取組

- ◆ 法第5条の禁止事項に該当するデータの使用が行われたか否かについては、外部からの確認は容易ではないことから、法第5条に違反する行為の防止のためには、指定事業者による社内体制の整備を通じた実効性確保が重要であり、指定事業者においては、競争関係にある商品又は役務のために使用することを防ぐためのデータ管理体制や意思決定プロセスの透明化等の内部規律を整備することが望ましい。こうしたデータ管理体制を整備した場合には、指定事業者及び関連する事業者の事業活動に支障のない範囲で、法第10条に基づき開示が求められるものであり、当該開示を通じて、本規律を遵守していることが確認できるようになることを期待。

基本的考え方

- ◆ 法第6条は、基本動作ソフトウェア又はアプリストアに係る指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、他の個別アプリ事業者による当該基本動作ソフトウェア又はアプリストアの利用に係る条件及び当該条件に基づく取引の実施について、不当に差別的な取扱いその他の不公正な取扱いをすることを禁止。
- ◆ 個別アプリ事業者に対する様々な不公正な取扱いを規制するものであり、典型的には、指定事業者が個別ソフトウェアに対して審査等（ある個別ソフトウェアが基本動作ソフトウェア又はアプリストアの利用に係る条件を満たすか否かを確認する枠組をいう。）を行う場合が法第6条の適用を行う場合として挙げられる。

指定事業者による個別ソフトウェアの審査等に係る考え方

- 指定事業者が個別ソフトウェアに対して審査等を行うことそれ自体は法第6条に違反するものではないが、当該審査等における審査項目及びその運用において、「不当に差別的な取扱いその他の不公正な取扱い」が行われれば、法第6条に違反。
- 以下の観点からの審査項目を設けて、審査等を行うことは、通常、法第6条に違反しない。ただし、審査等の運用が合理的な理由なく差別的であるなど当該審査項目に適合しない形で行われたりする場合などはこの限りでない。
（例）サイバーセキュリティの確保等、公序良俗（ヘイトスピーチ等の中傷的又は差別的コンテンツ、暴力を助長するようなコンテンツ、ポルノコンテンツ、偽情報又は不正確な情報の防止など）、いわゆるダークパターンの防止など

「不当に差別的な取扱い」についての考え方

- 「不当に差別的な取扱い」とは、合理的な理由なく、個別アプリ事業者に対して自己と異なる取扱いをし、又は一部の個別アプリ事業者について他の個別アプリ事業者と異なる取扱いをすること。
- 取扱いに係る合理的な理由の有無は、そのような取扱いをする目的、そのような取扱いがスマートフォンの利用者や当該指定事業者の提供する特定ソフトウェアの事業に与える影響、当該目的のために他に取り得る手段の有無及び内容、他の個別アプリ事業者が受ける不利益の内容及び程度等を総合的に勘案して判断。
- 指定事業者が、自己と異なる取扱いをする場合において、そのような取扱いの必要性や当該取扱いの合理性が存在しなければ、通常、法第6条の「不当に差別的な取扱い」に該当。

「不当に差別的な取扱い」についての想定例

(1) 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者による行為

ア 代替アプリストアを利用する個別ソフトウェアに対して審査等を行う場合に、特定の個別アプリ事業者に対してのみ、追加的な審査項目を設けること。

イ 代替アプリストアを利用する個別ソフトウェアに対して審査等を行う場合に、当該審査項目に適合しない不適切なコンテンツを提供している等の事情がないにもかかわらず、当該代替アプリストアにおける提供や自己の基本動作ソフトウェアにおける提供を拒否したり、当該指定事業者には制御できない要因（例えば、他の個別アプリ事業者に起因する遅延等）もないのに、当該審査等を長期化させたりするなど、特定の個別アプリ事業者を不利に扱うような運用を行うこと。

(2) アプリストアに係る指定事業者による行為

ア 自己のアプリストアの利用のための審査等において、代替アプリストアを利用する個別ソフトウェアに対して審査項目を追加する特段の事情がないにもかかわらず、追加的な審査項目を設けること。

イ 自己のアプリストアの利用のための審査等において、当該審査項目に適合しない不適切なコンテンツを提供している等の事情がないにもかかわらず、当該アプリストアにおける提供を拒否したり、当該指定事業者には制御できない要因（例えば、当該他の事業者に起因する遅延等）もないのに、当該審査等を長期化させたりするなど、当該指定事業者以外の個別アプリ事業者を不利に扱う、又は特定の個別アプリ事業者を不利に扱うような運用を行うこと。

ウ アプリストアの機能（例えば、ペアレンタルコントロール機能）について、その実現が困難な事情がないにもかかわらず、当該指定事業者以外の個別アプリ事業者に対しては利用を認めない、又は特定の個別アプリ事業者に対してのみ当該機能の利用を可能にすること。

「その他の不公正な取扱い」についての考え方

- 「その他の不公正な取扱い」とは、合理的な理由なく、個別アプリ事業者の事業活動を拘束し、又は個別アプリ事業者に対して不利益を与える取扱いをすること。
- 合理的な理由の有無の判断方法については、「不当に差別的な取扱い」と同様。
- 個別アプリ事業者の事業活動を拘束し、又は個別アプリ事業者に対して不利益を与える取扱いをする場合において、そのような取扱いの必要性や当該取扱いの合理性が存在しなければ、通常、「その他の不公正な取扱い」に該当。

「その他の不公正な取扱い」についての想定例

(1) 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者による行為

- ア 代替アプリストアを利用する個別ソフトウェアに対して審査等を行う場合に、いずれの個別ソフトウェアに対しても、サイバーセキュリティの確保等の観点からの必要性がないにもかかわらず、審査等の結果として明確な理由を伝えることなく代替アプリストアにおける提供を拒否し、又は明確な理由を伝えることなく長期間にわたり審査等の結果を保留すること。
- イ 個別アプリ事業者に対してOS機能の利用を認めるに当たり、当該利用により当該個別アプリ事業者が得られる利益等を勘案して合理的と認められる範囲を超える不利益を与える又は当該指定事業者が提供する別の商品又は役務を義務的に購入又は利用させるような条件を一方的に設けること。

(2) アプリストアに係る指定事業者による行為

- ア 自己のアプリストアで提供される個別ソフトウェアについて、当該アプリストアの利用規約に違反する等の事情や当該指定事業者には制御できない要因（例えば、当該他の事業者に起因する遅延等）がないにもかかわらず、当該個別ソフトウェアを提供する個別アプリ事業者のアカウントを停止すること、又は当該個別ソフトウェアの提供を停止すること。
- イ 自己のアプリストアにおいて提供される個別ソフトウェアの利用者からの返金要求に対し、個別アプリ事業者でなく指定事業者自身はその返金の可否を判断する場合において、個々の返金要求の妥当性を検証するための対応（指定事業者における自動確認プロセスを含む。）を適切に行うことなく認容し、不正な返金要求に対しても個別アプリ事業者が返金を行わざるを得ない状況を常態化させること。

基本的考え方

- ◆ 法第7条第1号は、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、当該基本動作ソフトウェアを通じて提供されるアプリストアを当該指定事業者又はその子会社等（以下「指定事業者等」という。）が提供するものに限定することのほか、他の事業者が当該基本動作ソフトウェアを通じて代替アプリストアを提供し、又はスマートフォンの利用者が当該基本動作ソフトウェアを通じて代替アプリストアを利用することを妨げることを禁止。
- ◆ こうした基本動作ソフトウェアに係る指定事業者による代替アプリストアの提供を妨げるような行為を禁止することで、代替アプリストアの新規参入を促し、アプリストアに係る競争を促進しようとするもの。

代替アプリストアの提供又は利用を「妨げる」行為についての考え方

- 代替アプリストアの提供又は利用を「妨げる」行為とは、代替アプリストアの提供の継続を困難にさせたり、新たな代替アプリストアの提供の開始を困難にさせたりする蓋然性の高い行為などが該当。
- 代替アプリストアを提供する又は利用すること自体は認めつつ、他の事業者には合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すこと、他の事業者には過度な金銭的負担を課すことなどによって、提供又は利用を実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為を含む。
- 提供又は利用を困難にさせる蓋然性の程度については、指定事業者による行為の態様、当該行為の期間、当該行為が代替アプリストアを提供する他の事業者に与える影響の程度、代替アプリストアで個別ソフトウェアを提供しようとする個別アプリ事業者に与える影響の程度などの考慮要素に従って、総合的に判断。

手数料等の金銭的負担の要求に関する考え方

- 個別アプリ事業者による代替アプリストアの利用が困難となる蓋然性が高い手数料等の金銭的負担の水準については、個別具体的な事情を踏まえて判断。
- 例えば、個別アプリ事業者において、指定事業者等のアプリストアを利用する場合に当該指定事業者等から求められる手数料等の金銭的負担、代替アプリストアを利用する場合に当該代替アプリストアを提供する事業者から求められる手数料等の金銭的負担（代替アプリストアを提供する効率的な事業者がその事業を継続できる水準かどうかを勘案する。）及び代替アプリストアを利用する場合に指定事業者から求められる手数料等の金銭的負担の水準などを考慮。

代替アプリストアの提供又は利用を「妨げる」行為の想定例

(1) 自らの基本動作ソフトウェアを通じて提供されるアプリストアを指定事業者等が提供するものに限定する行為

ア スマートフォンの利用者に対して、指定事業者の基本動作ソフトウェアのライセンス契約や利用規約において代替アプリストアの利用を禁止すること。

イ 指定事業者の基本動作ソフトウェアの技術的仕様として、スマートフォンの利用者による代替アプリストアの利用を不可能とする仕様（スマートフォンの利用者が希望する間は代替アプリストアの利用を不可能とすることを自ら選択できる設定に係る仕様は除く。）を設けること。

(2) 代替アプリストアを提供する又は利用すること自体は認めつつ、代替アプリストアの提供又は利用を実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為

ア 指定事業者の基本動作ソフトウェアにおいて他の事業者が代替アプリストアを提供するに当たって審査等を行う場合に、指定事業者が、合理的な理由なく、特定の代替アプリストアに対してのみ、当該特定の代替アプリストア以外の代替アプリストアに対しては設けていない追加的な審査項目を設ける、又は当該審査等に係る審査項目は同一であっても当該審査等において特定の代替アプリストアを不利に扱うような運用を行うこと。

イ 指定事業者の基本動作ソフトウェアにおいて代替アプリストアを提供する又は提供しようとする他の事業者に対し、指定事業者が、個別ソフトウェアに課される基本動作ソフトウェアの利用手数料等の算定基礎を拡大するなどして、代替アプリストアの提供が困難となる蓋然性が高い利用手数料等の金銭的負担を求めること。

ウ 指定事業者が、代替アプリストアのインストールから代替アプリストア経由で個別ソフトウェアのインストールを行うまでの間に、当該インストールを断念する方向に誘導するような表示等（実際よりも当該インストールに危険性がある旨を伝える警告を表示すること、当該インストールに必要な権限の許可を求める画面を合理的な理由なく何度も表示すること、当該インストールを行うためにその都度設定変更を必要とするようにすること）を行うこと。

基本的考え方

- ◆ 法第7条各号及び第8条第1号ないし第3号（第8条第3号については、同号の個別ソフトウェアがブラウザである場合を除く。）においては、スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保、スマートフォンの利用者に係る情報の保護、スマートフォンの利用に係る青少年の保護その他政令で定める目的（以下「サイバーセキュリティの確保等」という。）のために必要な行為を行う場合であって、他の行為によってその目的を達成することが困難であるときは、いわゆる「正当化事由」が認められることになる。
- ◆ すなわち、法第7条各号及び第8条第1号ないし第3号に外形的に該当する行為であっても、正当化事由が認められるのであれば、法第7条及び第8条に違反することとはならない。

政令で定める目的

- 法第7条ただし書の「政令で定める目的」として、施行令において以下のように規定。

スマホソフトウェア競争促進法施行令

- ① スマートフォンの動作の著しい遅延その他のスマートフォンの異常な動作の防止
- ② スマートフォンを利用して行われる賭博その他の犯罪行為の防止

正当化事由への該当性に係る基本的な考え方

- スマートフォンの利用者が多様な代替アプリストア及び当該代替アプリストアで配布される個別ソフトウェアを安心して利用できるようにするためにも、指定事業者の行為について、正当化事由が真に認められるか否か、サイバーセキュリティの確保等と競争の促進という2つの要請のバランスにも配慮しながら、的確に判断。
- 特に、スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止のための対応について、当該行為の重大さや顕在化するリスクの大きさに応じて、当該行為の防止のための措置の程度を考慮することが適当であり、指定事業者の行為以外のより競争制限的でない行為によって、スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止という目的を達成することが困難であるか否かを、具体的事例ごとに個別に判断。

代替アプリストアの提供又は利用を「妨げる」行為に関する正当化事由の想定例

(1) 正当化事由が認められ、違反とならない想定例

ア 指定事業者が、その指定に係る基本動作ソフトウェアにおいて利用される代替アプリストアに対して、サイバーセキュリティの確保等の観点から必要な基準に照らした審査等を行い、当該アプリストアが当該基準を満たしていない場合には、当該基本動作ソフトウェアにおける当該代替アプリストアの提供を禁止すること。

イ 指定事業者が、年齢制限のある個別ソフトウェアの利用や保護者の意図しない重課金及び誤課金を防ぐといったスマートフォンの利用に係る青少年保護の観点から、未成年者であるスマートフォンの利用者においては、保護者の同意に基づき、代替アプリストアを利用することを制限するための設定（いわゆるペアレンタルコントロール機能）を可能にすること。

(2) 正当化事由が認められず、違反となる想定例

ア スマートフォンの利用者が代替アプリストアのダウンロード及びインストールを行おうとする際に、いずれの代替アプリストアに対しても審査等を行うことなく一律に、指定事業者が、当該代替アプリストアはサイバーセキュリティの確保やスマートフォンの利用者に係る情報の保護の観点から安全ではないことから利用を控えるように促す旨の警告表示を行うこと。

イ サイバーセキュリティの確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護の観点から必要であるとして、スマートフォンの利用者が既にインストールした代替アプリストア経由で個別ソフトウェアをダウンロードしてインストールしようとするたびに、指定事業者が、当該ダウンロード及びインストールを許可するための複雑な設定変更を毎回要求すること。

違反行為防止のための指定事業者による望ましい取組

- ◆ 基本動作ソフトウェアにおいて、代替アプリストア及び代替アプリストアから提供される個別ソフトウェアに対しても指定事業者が手数料等の金銭的負担を課す場合、当該金銭的負担の額について、指定事業者のウェブサイトに掲載するなどして通知するとともに、指定事業者が課す金銭的負担の水準が、当該基本動作ソフトウェアから代替アプリストアを提供する事業者又は個別アプリ事業者が得られる便益に照らして合理的な水準であることを、代替アプリストアを提供する事業者又は個別アプリ事業者等に対して説明すること。

基本的考え方

- ◆ 法第7条第2号は、基本動作ソフトウェア（OS）の指定事業者が、当該OSが制御するスマートフォンの動作に係る機能（OS機能）であって、当該指定事業者等が個別ソフトウェアの提供に利用するもの（本OS機能）について、同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用することを妨げることを禁止。
- ◆ こうした指定事業者等が利用するOS機能を他の事業者が同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用することを妨げる行為を禁止することで、個別ソフトウェアに係る競争を促進しようとするもの。

「当該指定事業者が個別ソフトウェアの提供に利用するもの」の考え方

- 本号の対象となる機能を、指定事業者等が日本国内において個別ソフトウェアの提供に利用するOS機能に限定する趣旨。
- 指定事業者等が現に市場において自ら個別ソフトウェアの提供に利用しているOS機能のほか、他の事業者もOS機能を利用した個別ソフトウェアの提供に向けた開発又は改良を行うことが可能な程度に仕様等が具体化されているものであって、いわゆるベータ版の配布によるテストが公表の上で開始されたものも、指定事業者等が日本国内において自ら行う個別ソフトウェアの提供に向けた開発又は改良の対象である限り、該当する。
- 「個別ソフトウェアの提供に利用する」形態として、指定事業者等が提供する個別ソフトウェアそれ自体についてOS機能が利用される場合のほか、指定事業者等が提供する個別ソフトウェアと事実上一体として提供される商品又は役務についてOS機能が利用される場合も該当する（後者の場合、OS機能は、当該商品又は役務の提供と共に、当該個別ソフトウェアの提供にも利用されるといえる。）。

（例）スマートウォッチ等のスマートフォンの周辺機器の設定をスマートフォン側で操作するなどの用途に用いられる個別ソフトウェア（コンパニオンアプリ）は、当該周辺機器と事実上一体として提供されるため、当該周辺機器とスマートフォンとを接続するペアリング機能については、当該周辺機器の提供と共に、当該コンパニオンアプリの提供にも利用されるといえる。

「同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用すること」の考え方

- 本OS機能の性能に関し、指定事業者等が本OS機能を個別ソフトウェアの提供に利用する場合と比べて有意に劣ることがないように、他の事業者も本OS機能を個別ソフトウェアの提供に利用できる必要があるという趣旨。
- 「同等の性能」で他の事業者が本OS機能を個別ソフトウェアの提供に利用できれば足りるため、本OS機能の利用の方式等について、指定事業者等が利用する場合と他の事業者が利用する場合とで同一のものとすることを必ずしも要しない。

本OS機能の同等の性能での利用を「妨げる」行為の考え方

- 「妨げる」行為とは、本OS機能について、同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用することを困難にさせる蓋然性の高い行為。
- 困難にさせる蓋然性の程度については、指定事業者による行為の態様、当該行為の期間、当該行為が本OS機能を利用して個別ソフトウェアを提供する他の事業者に与える影響の程度、当該行為が当該個別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に与える影響の程度などの考慮要素に従って、総合的に判断。
- 例えば、無償でかつ制約なく、同等の性能で本OS機能の利用を認めている場合は、「妨げる」行為には該当しないと認められる。

本OS機能の同等の性能での利用を「妨げる」行為の想定例

(1) 他の事業者が本OS機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用できないようにする行為

- ア 他の事業者が本OS機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用するために必要なAPI等を提供しないこと（API等の利用を許可しないことを含む。）により、技術的に、他の事業者が本OS機能を利用できないようにすること。
- イ 利用規約等の契約により、他の事業者が本OS機能を個別ソフトウェアの提供に利用することを認めないこと。

(2) 他の事業者が本OS機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用すること自体は認めつつ、本OS機能を同等の性能で利用することを実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為

- ア 他の事業者が本OS機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用することが実質的に困難となる蓋然性が高い本OS機能の利用手数料等の金銭的負担を求めること。
- イ 既存の（※法施行時点で存在する）本OS機能を利用するために、あらかじめ他の事業者から当該利用に係る申請を行わせることとした場合に、適格な申請が行われたにもかかわらず、長期間に亘り、本OS機能を同等の性能で利用できるようにする措置を完了しないこと。

本OS機能の同等の性能での利用を「妨げる」行為に関する正当化事由の想定例

(1) 正当化事由が認められ、違反とならない想定例

ア サイバーセキュリティの確保等の観点から懸念がある特定の本OS機能であって、当該本OS機能を個別ソフトウェアの提供に利用できる他の事業者を限定しなければ当該懸念を解消することが困難であるものについて、他の事業者に対し、当該観点から必要な基準に照らした審査等を行い、当該他の事業者が当該基準を満たしていない場合には、当該本OS機能の利用を制限すること。

イ 特定の本OS機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用するためのAPI等を他の事業者に提供した上で、当該API等に係る利用規約において、個人情報保護法の各規定など現行の法令の趣旨に反する形でスマートフォンの利用者に係る情報を取り扱うことを制限すること。

(2) 正当化事由が認められず、違反となる想定例

ア 特定の本OS機能について、多数の他の事業者に対しては、サイバーセキュリティの確保等の観点から必要な基準に照らした審査等を行い、当該基準を満たす者に当該本OS機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用できるようにしているにもかかわらず、サイバーセキュリティの確保等の目的のために必要であるとして、特定の他の事業者に対してのみ、当該審査等を行うことなく、当該本OS機能の利用を認めないこと。

イ 特定の本OS機能に関して、同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用できる他の事業者を一定の基準を満たす者に限定することによってスマートフォンの利用者に係る情報の保護の目的を達成することが困難ではないにもかかわらず、当該目的のために必要であるとして、他の事業者に対して、当該他の事業者の取組状況等を考慮することなく、当該本OS機能の利用を一律に禁止すること。

違反行為防止のための指定事業者による望ましい取組

- ◆ 基本動作ソフトウェアの設計段階から他の事業者が本OS機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用できるように設計する取組み

基本的考え方

- ◆ 法第8条第1号は、アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアに関し、代替支払管理役務（当該指定事業者等が提供する支払管理役務以外の支払管理役務をいう。以下同じ。）を個別アプリ事業者が利用しないことを当該アプリストアの利用条件とすることのほか、個別アプリ事業者が代替支払管理役務を利用すること又はスマートフォンの利用者が支払管理役務を利用せずに支払手段を用いることができるようにすることを妨げることを禁止。
- ◆ こうした代替支払管理役務等（代替支払管理役務又は個別アプリ事業者が支払管理役務を利用せずにスマートフォンの利用者に対して用いることができるようにする支払手段をいう。以下同じ。）の利用を妨げるような行為を禁止することで、支払管理役務等に関し、個別アプリ事業者による多様なサービスの提供等を通じ、個別ソフトウェアに係る競争を促進しようとするもの。

代替支払管理役務等の利用を「妨げる」行為の考え方

- 「妨げる」行為とは、個別アプリ事業者が指定事業者のアプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際に、代替支払管理役務等の利用を困難にさせる蓋然性の高い行為。
- そうした行為には、代替支払管理役務等を利用すること自体は認めつつ、個別アプリ事業者に合理的でない技術的制約等を課すこと、個別アプリ事業者に過度な金銭的負担を課すこと、スマートフォンの利用者に対して代替支払管理役務等を用いることのないように誘導することなどによって、代替支払管理役務等の利用を実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為を含む。
- 困難にさせる蓋然性の程度については、指定事業者による行為の態様、当該行為の期間、当該行為が代替支払管理役務等を利用して個別ソフトウェアを提供する個別アプリ事業者に与える影響の程度、当該行為が当該個別ソフトウェア利用するスマートフォンの利用者 to 与える影響の程度などの考慮要素に従って、総合的に判断。

代替支払管理役務等の利用を「妨げる」行為の想定例

(1) 代替支払管理役務等を利用する又は利用しようとする個別アプリ事業者に対し、代替支払管理役務等の利用に関する合理的でない技術的制約等を課すこと

指定事業者が、アプリストア内での検索アルゴリズムを操作することによって、代替支払管理役務等を利用する個別ソフトウェアについて、代替支払管理役務等を利用していることを理由に、アプリストアにおける検索順位を低下させたり、アプリストアにおいてスマートフォンの利用者による発見が困難な位置に配置したりすること。

(2) 代替支払管理役務等を利用する又は利用しようとする個別アプリ事業者に対し、代替支払管理役務等の利用に関する過度な金銭的負担を課すこと

指定事業者が、個別アプリ事業者により代替支払管理役務等が利用される際に、当該個別アプリ事業者に対し、代替支払管理役務等の利用が困難となる蓋然性の高い手数料等の金銭的負担を求めること。

(3) 代替支払管理役務等を用いる又は使いようとするスマートフォンの利用者に対し、代替支払管理役務等を用いることのないように誘導すること

指定事業者が、基本動作ソフトウェア及びアプリストアを提供する立場から、スマートフォンの利用者が代替支払管理役務等を用いようとする場合に、指定事業者等の支払管理役務の利便性を説明し、指定事業者等の支払管理役務を用いるように誘導をするポップアップを表示すること。

代替支払管理役務等の利用を「妨げる」行為に関する正当化事由の想定例

(1) 正当化事由が認められ、違反とならない想定例

指定事業者が、個別アプリ事業者が利用しようとする代替支払管理役務等について、スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止及びスマートフォンの利用者に係る情報の保護の観点から必要な範囲で、クレジットカード情報といった決済情報に係る適正な取扱い並びに払戻し及び解約に係る対応を行っている又は行うことができると認められる代替支払管理役務等のみに限定するための要件を設けること。

(2) 正当化事由が認められず、違反となる想定例

指定事業者が、個別アプリ事業者が代替支払管理役務等を利用する場合に、サイバー攻撃によるクレジットカード情報の漏えいのリスクが上昇するというサイバーセキュリティの確保及びスマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止の観点からの問題を理由に、個別アプリ事業者による代替支払管理役務等の利用について、審査等を行うことなく一律に禁止すること。

違反行為防止のための指定事業者による望ましい取組

- ◆ アプリストアにおいて、代替支払管理役務等を利用する個別アプリ事業者に対しても指定事業者が手数料等の金銭的負担を課す場合、当該金銭的負担の額について、指定事業者のウェブサイトに掲載するなどして通知するとともに、指定事業者が課す金銭的負担の水準が、当該アプリストアから個別アプリ事業者が得られる便益に照らして合理的な水準であることを、代替支払管理役務等を利用する個別アプリ事業者等に対して説明すること。

基本的考え方

- ◆ 法第8条第2号は、アプリストアに係る指定事業者が、指定事業者のアプリストアに関し、個別アプリ事業者がその提供する個別ソフトウェア（以下「本個別ソフトウェア」という。）の作動中に、ウェブページ又は本個別ソフトウェア以外の個別ソフトウェア（以下「関連ウェブページ等」という。）を通じて提供される商品又は役務の価格その他の情報（以下「外部誘導情報」という。）の表示を行わないことや、個別ソフトウェアから個別ソフトウェアの外のウェブページに遷移するリンク（以下「リンクアウト」という。）を含めないことを、当該アプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際の条件とすることを原則として禁止しているほか、本個別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に対して、関連ウェブページ等を通じて商品又は役務を提供することを妨げることを禁止。
- ◆ こうした関連ウェブページ等における取引や決済を妨げるような行為を禁止することで、関連ウェブページ等における取引や決済に関する個別アプリ事業者による多様なサービスの提供等を通じ、個別ソフトウェアに係る競争を促進しようとするもの。

第8条第2号の適用場面

- 法第8条第2号は、典型的には、個別アプリ事業者が個別ソフトウェアの内（本個別ソフトウェア）と外（関連ウェブページ等）の両方で同一のデジタルコンテンツ等の販売を行っている場合が想定される。
- また、同号は「（これに準ずるものとして政令で定める場合を含む。）」とされており、施行令において以下のように規定。

スマホソフトウェア競争促進法施行令

法第8条第2号の政令で定める場合は、個別アプリ事業者が本個別ソフトウェアを通じて提供していない商品又は役務であって本個別ソフトウェアで利用されるものを関連ウェブページ等を通じて提供する場合とする。

- 典型的には、①本個別ソフトウェア内でデジタルコンテンツを一切販売等しておらず、スマートフォンの利用者が関連ウェブページ等で購入したデジタルコンテンツを本個別ソフトウェア（いわゆるリーダーアプリ等）で利用する場合、②本個別ソフトウェア内でデジタルコンテンツを販売等しているが、当該デジタルコンテンツと同一ではない商品又は役務を関連ウェブページ等で販売等している場合が想定される。

外部誘導情報の表示等

- 外部誘導情報の表示には、関連ウェブページ等での販売価格だけでなく、その存在そのものの告知や、関連ウェブページ等におけるセール、特典の情報等、商品又は役務の販売促進のための情報の表示が含まれる。
- 「本個別ソフトウェアを経由して関連ウェブページ等を閲覧できる機能として公正取引委員会規則で定めるもの」（法第8条第2号）について、施行規則において、以下のように規定。

スマホソフトウェア競争促進法施行規則

- ◆ 法第8条第2号イの公正取引委員会規則で定める機能は、文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が表示されたスマートフォンの映像面において当該情報部分を選択することにより、関連ウェブページ等のドメイン名その他の所在に関する情報を取得して当該関連ウェブページ等を閲覧できる機能とする。

関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を「妨げる」行為の考え方

- 「妨げる」行為とは、個別アプリ事業者が指定事業者のアプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際に、外部誘導情報の表示やリンクアウトの提供を含め、関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を困難にさせる蓋然性の高い行為。
- そうした行為には、外部誘導情報の表示やリンクアウトの提供を含め、関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供が実質的に困難となるような、①個別アプリ事業者に合理的でない技術的制約等を課す行為、②個別アプリ事業者に過度な金銭的負担を課す行為、③スマートフォンの利用者に対して関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を受けないように誘導する行為が含まれる。
- 困難にさせる蓋然性の程度については、指定事業者による行為の態様、当該行為の期間、当該行為が関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を行う個別アプリ事業者に与える影響の程度、当該行為が当該個別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に与える影響の程度などの考慮要素に従って、総合的に判断。

関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を「妨げる」行為の想定例

- (1) 外部誘導情報の表示やリンクアウトの提供を含め、関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を行う又は行おうとする個別アプリ事業者に対して、当該提供に関する合理的でない技術的制約等を課すこと。

個別アプリ事業者に対し、関連ウェブページ等を通じて提供するデジタルコンテンツのセール又は特典情報等の外部誘導情報の表示やリンクアウトの提供を本個別ソフトウェア内で行うためのAPI、テンプレート等のアプリ開発環境を提供しないこと。

- (2) 外部誘導情報の表示やリンクアウトの提供を含め、関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を行う又は行おうとする個別アプリ事業者に対して、当該提供に関する過度な金銭的負担を求めること。

個別アプリ事業者によりリンクアウト経由で関連ウェブページ等における商品又は役務の提供が行われる際に、当該個別アプリ事業者に対し、関連ウェブページ等における商品又は役務の提供を行うことが実質的に困難となる蓋然性が高い手数料等の金銭的負担を求めること。

関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を「妨げる」行為に関する正当化事由の想定例

- (1) 正当化事由が認められ、違反とならない想定例

指定事業者が、基本動作ソフトウェア及びアプリストアを提供する立場から、スマートフォンの利用者がリンクアウトの提供を受ける場合に、当該リンクアウト経由で外部のウェブサイトに移した後に、本物のウェブサイトと似せることでスマートフォンの利用者を欺く又は当該利用者に誤解を与えるウェブサイトに移するリスクがあるなどの注意喚起及び移行後は指定事業者による制御の範囲から離れる旨を中立的な表現で説明するポップアップを表示すること。

- (2) 正当化事由が認められず、違反となる想定例

外部誘導情報として表示する内容及びリンクアウトから移行する外部のウェブサイトの内容に何ら制限がなければ、個別アプリ事業者が、外部のウェブサイトにおける商品又は役務の価格と異なる価格情報（販売価格のほか、値引額、値引率を含む。）を外部誘導情報として表示したり、スマートフォンの利用者が意図するものとは異なる商品又は役務の決済画面に当該利用者を誘導したりするリスクがあるという理由で、当該利用者の意図しない購入を防ぐなど消費者保護の観点から、スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止の目的として、指定事業者が、本個別ソフトウェアにおける外部誘導情報に価格情報を含めることやリンクアウトから移行する先のウェブページとして決済画面を個別アプリ事業者が設定することを、個別アプリ事業者に対する審査等を行うことなく一律に禁止すること。

※ 違反行為防止のための指定事業者による望ましい取組は、第8条第1号と同様。

基本的考え方

- ◆ 法第8条第3号は、アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアに関し、指定事業者等が提供するブラウザエンジンを個別アプリ事業者がその個別ソフトウェアの構成要素とすることを当該アプリストアの利用条件とすることのほか、代替ブラウザエンジン（指定事業者等が提供するブラウザエンジン以外のブラウザエンジンをいう。以下同じ。）を個別アプリ事業者がその個別ソフトウェアの構成要素とすることを妨げることを禁止。
- ◆ こうした代替ブラウザエンジンを採用（個別ソフトウェアの構成要素とすることをいう。以下同じ。）することを妨げるような行為を禁止することで、個別アプリ事業者による多様な個別ソフトウェアの提供を通じ、個別ソフトウェアに係る競争を促進しようとするもの。

代替ブラウザエンジンを採用することを「妨げる」行為の考え方

- 「妨げる」行為とは、個別アプリ事業者が指定事業者のアプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際に、当該個別ソフトウェアに代替ブラウザエンジンを採用することを困難にさせる蓋然性の高い行為。
- そうした行為には、代替ブラウザエンジンを採用すること自体は認めつつ、個別アプリ事業者に合理的でない技術的制約等を課すこと、個別アプリ事業者に過度な金銭的負担を課すこと、スマートフォンの利用者に対して代替ブラウザエンジンを採用する個別ソフトウェアを利用しないように誘導することなどによって、個別アプリ事業者が代替ブラウザエンジンを採用することを実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為が含まれる。
- 困難にさせる蓋然性の程度については、指定事業者による行為の態様、当該行為の期間、当該行為が代替ブラウザエンジンを個別ソフトウェアに採用する個別アプリ事業者に与える影響の程度、当該行為が当該個別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に対する影響の程度などの考慮要素に従って、総合的に判断される。

代替ブラウザエンジンの採用を「妨げる」行為の想定例

- (1) 指定事業者が、代替ブラウザエンジンを個別ソフトウェアに採用しようとする個別アプリ事業者に対し、指定事業者のアプリストアで当該個別ソフトウェアを配布するためのアプリ開発環境を提供しないこと。
- (2) 指定事業者のアプリストアに関し、代替ブラウザエンジンを採用する個別ソフトウェアを利用する又は利用しようとするスマートフォンの利用者に対して、当該個別ソフトウェアを利用しないように誘導すること。

代替ブラウザエンジンの採用を「妨げる」行為に関する正当化事由の想定例

（1）正当化事由が認められ、違反とならない想定例

アプリストアを経由してブラウザ以外の個別ソフトウェアを配布する事業者が極めて多数に上ることから、指定事業者が、それらの個別ソフトウェア経由でウェブページを表示するためのブラウザエンジンを原則として指定事業者等のブラウザエンジンに統一することとしつつ、代替ブラウザエンジンを採用しようとする個別アプリ事業者に対しては、サイバーセキュリティの確保等の観点から一定の要件（例えば、指定事業者と同等の脆弱性対応を行っているか否か、ペアレンタルコントロール機能が機能するか否か）を設け、当該要件を満たすか否かの審査等を事前に行った上で、当該代替ブラウザエンジンの採用の可否を判断すること。

（2）正当化事由が認められず、違反となる想定例

ブラウザエンジンを自ら開発し、指定事業者と同等の脆弱性対応を行っている個別アプリ事業者の個別ソフトウェアについて、サイバーセキュリティの確保等の観点からの懸念について、指定事業者等のブラウザエンジンを採用した個別ソフトウェアの場合と差異はないにもかかわらず、当該個別アプリ事業者が自らのブラウザエンジンを自らの個別ソフトウェアに採用することについて、指定事業者が、サイバーセキュリティの確保等の観点からの問題があるとして認めないこと。

基本的考え方

- ◆ 法第8条第4号は、アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアに関し、指定事業者等が提供する利用者確認の方法について、当該指定事業者等が提供するものを当該個別ソフトウェアの作動中に表示することを当該アプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際の条件とすることを禁止。
- ◆ こうした指定事業者等の提供する利用者確認の方法の利用強制を禁止することで、個別アプリ事業者による利用者確認の方法の選択を通じ、利用者確認の方法を巡る公正かつ自由な競争を確保しようとするもの。

法第8条第4号に係る具体的な解釈

- 利用者確認の方法の表示を「当該アプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際の条件とすること」について、指定事業者等が提供するものを表示することがアプリストアの利用規約などにおいて条件として明記されていなくとも、例えば、アプリストアの審査等において、指定事業者等が提供する利用者確認の方法を表示していない個別ソフトウェアに対し、当該審査等の過程で、指定事業者等が提供する利用者確認の方法を表示するように修正させる（修正させなければ当該審査等を通過させない）という行為も、「当該アプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際の条件とすること」に該当する。

基本的考え方

- ◆ 法第9条は、検索エンジンに係る指定事業者等が、その指定に係る検索エンジンを用いて提供する検索役務において、スマートフォンの利用者が検索により求める商品又は役務に係る情報を表示する際に、正当な理由がないのに、当該指定事業者等が提供する商品又は役務を競争関係にある他の商品又は役務よりも優先的に取り扱うことを禁止。
- ◆ 検索結果の表示において、正当な理由なく、指定事業者等が提供する商品又は役務を競争関係にある他の商品又は役務よりも優先的に取り扱うことは、当該商品又は役務に係る公正な競争環境を損なうものであることから、そうした優先的取扱いを禁止することで、当該商品又は役務に係る競争を促進しようとするもの。

「スマートフォンの利用者が検索により求める商品又は役務に係る情報を表示する際」の考え方

- 「検索により求める商品又は役務に係る情報を表示する際」とは、スマートフォンの利用者が探し求める情報を表示する場面を捉えるものであり、スマートフォンの利用者により行われた検索の結果が表示される画面が規定の対象。
- 検索連動型広告は、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律により、その取引の透明性及び公正性が十分に確保されている場合には、法第9条に違反することとなる場面は想定されない。
- 「広告」と表示されるものも、当該指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみが表示される場合には、対象となり得る。

競争関係にある他の商品又は役務よりも優先的に取り扱うことの考え方

- 利用者に認識等されやすいと評価される位置等で表示されたとしても、検索情報の表示のための検索エンジンの検索アルゴリズムの設定及びそれを用いた処理等が公正かつ非差別的に行われたものであれば、優先的取扱いには該当しない。
- 指定事業者等の商品又は役務について、恣意的な検索アルゴリズムの設定等や当該指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみを表示する別枠の設置などを通じて、スマートフォンの利用者に認識等されやすいと評価される位置等での表示をする場合については、優先的取扱いに該当。
 - ◆ 指定事業者が、その検索エンジンのアルゴリズムに当該指定事業者等の商品又は役務に有利になるよう、特定のパラメーター（例えば、当該指定事業者等が提供する動画サービスしか該当しない要素）を含めることで、検索結果表示において、競争関係にある他の商品又は役務に比して指定事業者等の商品又は役務を有利にすることは、法第9条に規定する優先的取扱いに該当。
 - ◆ 指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみを別枠として、公正かつ非差別的に順位付けて表示する場合の検索結果よりも上位に、又は目立つ形で配置することや、当該商品又は役務と競争関係にある他の商品又は役務を、公正かつ非差別的に順位付けて表示する場合の検索結果よりも下位に、又は目立たない形で配置することは、法第9条に規定する優先的取扱いに該当。

優先的取扱いに係る想定例

- ア ある個別ソフトウェアの名称を検索語句として入力した検索結果において、指定事業者等のアプリストアからのダウンロードを促す表示を最上位に固定して表示すること。
- イ ニュースを表示する別枠を設置し、指定事業者等のニュースサービスのみを表示する一方で、当該別枠において、その他のニュースを提供するウェブページは表示されないようにすること。

「正当な理由がないのに」の考え方

- 優先的取扱いに関する正当な理由の有無は、当該優先的取扱いの目的（当該目的は、事業経営上単に望ましいというものではなく、指定事業者等が提供する商品又は役務と競争関係にある他の商品又は役務との間の競争を促進しようとするという法第9条の趣旨から是認されるものが求められる。）、当該目的のためのより競争制限的でない他の代替的手段の有無及び内容等に照らして判断。
- 当該優先的取扱いによるスマートフォンの利用者にとっての品質の向上が不明確若しくは抽象的な形でしか説明が行われない場合、指定事業者等の商品若しくは役務と競争関係にある他の商品若しくは役務を排除する意図を有して当該優先的取扱いを行う場合など、他の商品若しくは役務を不当に劣後して取り扱う場合、又は当該優先的取扱いが当該品質の向上のために合理的かつ必要とはいえない場合は、正当な理由があるとは認められない。

通常、正当な理由があるものと認められる想定例

- ある商品又は役務を提供する他社のウェブページがセキュリティ上の脆弱性により悪意のあるコンテンツにハッキングされていることが判明したため、スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保という目的の下で、その問題が解決されるまでの間、当該ウェブページが検索結果において表示されないように操作した結果、当該商品又は役務と競争関係にある指定事業者等の商品又は役務を提供するウェブページが相対的に上位に表示されることとなる場合。

基本的考え方

- ◆ 法第10条は、指定事業者によるデータの取得又は使用に関する条件及び特定ソフトウェアを利用する事業者による取得の条件を、特定ソフトウェアを利用する事業者及びスマートフォンの利用者に開示することによって、指定事業者の取得したデータの使用状況を外部から検証することが困難な状況を解消し、当該データの使用に係る禁止事項を定めた法第5条の規定の遵守を担保することを狙いとするもの。
- ◆ また、特定ソフトウェアを通じた取引の透明性を高めるとともに、特定ソフトウェアを利用する事業者によるデータの取得が容易となり、イノベーションが促進されることも期待される。

対象となるデータの考え方

- 法第10条の対象となるデータについては、施行規則において以下のように規定。

スマホソフトウェア競争促進法施行規則

- ◆ 事業者への開示の対象となるデータ
特定ソフトウェアを利用する事業者に対して、指定事業者による取得又は使用に関する条件及び事業者による取得に関する条件を開示すべきデータは、法第5条各号に規定するデータとしてスマホソフトウェア競争促進法施行規則に規定するデータとする。
- ◆ 利用者への開示の対象となるデータ
スマートフォンの利用者に指定事業者による取得又は使用の条件を開示すべきデータは、スマートフォンの利用者のデータ及びスマートフォンの利用者が当該個別ソフトウェアを利用する際に／当該ウェブページを閲覧する際に生成された又は提供されたデータとする。

開示の方法の考え方

- 指定事業者が講じなければならない措置としての開示の方法については、施行規則において以下のように規定。

スマホソフトウェア競争促進法施行規則

- ① 他の個別アプリ事業者又は他のウェブサイト事業者にとって明確かつ平易な表現を用いて記載すること／スマートフォンの利用者にとって明確かつ平易な表現を用いて、スマートフォンの利用者が指定事業者によるデータの取得及び使用に関する条件を容易に理解できる内容を記載すること。
 - ② 他の個別アプリ事業者による当該指定事業者が提供する基本動作ソフトウェア若しくはアプリストアの利用開始前及び利用中又は他のウェブサイト事業者によるブラウザの利用開始前及び利用中並びにスマートフォンの利用者による特定ソフトウェアの利用開始前及び利用中において、いつでも容易に参照可能であること。
 - ③ 開示する情報が日本語で作成されていないものであるときは、当該情報の翻訳文を付すこと。ただし、やむを得ず日本語の翻訳文を付すことができないときは、その開示の時に期限を明示して、当該期限までに当該翻訳文を付せば足りる。
- 開示の方法については、データの取得等の条件が個別アプリ事業者等にとって容易に理解し確認できることが重要であることから、ウェブサイトのわかりやすい場所に掲載するなど、特定ソフトウェアを利用する事業者にとって理解しやすいものを、常時確認できる状態に置くことを求める。
 - スマートフォンの利用者への開示については、特にスマートフォンの利用者にとって理解しやすい内容であることを求める。

開示の内容の考え方

- 指定事業者によるデータの取得の条件としてはデータの内容及び取得の目的等を、データの使用の条件としては使用するデータの内容及び使用目的並びにデータの管理体制を整備している場合の当該データ管理体制等を指針において例示。データ管理体制については、法第10条で義務づけるものではないが、整備することが望ましい事項とし、整備した場合には指定事業者及び関係事業者の事業活動に支障のない範囲で開示することが求められる旨を指針に記載。
- 個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者による取得に関する条件についても指針において例示。
- スマートフォンの利用者に対しては、上記の、指定事業者によるデータの取得の条件及び指定事業者によるデータの使用の条件について開示することを求める。

基本的考え方

- ◆ 法第11条は、指定事業者が取得した特定ソフトウェア（基本動作ソフトウェア、アプリストア又はブラウザ。以下本条について同じ。）に係るスマートフォンの利用者のデータを、当該利用者の求めに応じて、当該利用者又はその指定する者に対して、円滑に移転するために必要な措置を講じることを義務付けるもの。
- ◆ 当該利用者による他の事業者のサービスへの切替えの容易化を図り、特定ソフトウェア間の競争の促進を狙うもの。

データの移転の方法の考え方

- 指定事業者が講じなければならない措置としてのデータの移転の方法については、施行規則において以下のように規定。

スマホソフトウェア競争促進法施行規則

- ① 指定に係る特定ソフトウェアが組み込まれたスマートフォンの利用者がいつでも以下に規定するデータ（以下「対象データ」という。）の移転を求めることができるようにすること。
- ② スマートフォンの利用者が簡易な操作により対象データを移転することができるようにすること。
- ③ スマートフォンの利用者が移転を求める対象データを最新の内容に保つとともに、そのフォーマットを一般的に用いられるものにする。
- ④ 対象データを移転するために要する期間が合理的な範囲を超えないようにすること。
- ⑤ 指定事業者が対象データの移転の対価を設定する場合は、当該対価が合理的な範囲を超えないようにすること。
- ⑥ 対象データの移転について法第7条ただし書に規定するサイバーセキュリティの確保等の観点から暗号化その他の必要な対策を講ずること。

対象となる「データ」の考え方

- 法第11条の移転の対象となる「データ」は、施行規則において以下のように規定。

スマホソフトウェア競争促進法施行規則

- ◆ 法第11条第1号に規定するデータ
指定に係る基本動作ソフトウェアが組み込まれたスマートフォンを用いた電話及びインターネットの利用に係るデータ又はスマートフォンの設定に係るデータその他のスマートフォンの利用者が他の事業者が提供する基本動作ソフトウェアを利用するために有用なデータ
- ◆ 法第11条第2号に規定するデータ
指定に係るアプリストアを通じてスマートフォンに組み込まれた個別ソフトウェアに係るデータ又は指定に係るアプリストアを利用するためのスマートフォンの利用者に係るデータその他のスマートフォンの利用者が他の事業者が提供するアプリストアを利用するために有用なデータ
- ◆ 法第11条第3号に規定するデータ
指定に係るブラウザを用いたウェブページの閲覧に係るデータその他のスマートフォンの利用者が他の事業者が提供するブラウザを利用するために有用なデータ

「データ」の具体例・想定例

- 基本動作ソフトウェアについては、次の各データを具体例・想定例として指針に記載。
①連絡先、②通話履歴、③eSIM、④ディスプレイ設定、⑤ホーム画面のレイアウト、⑥メールアカウント、⑦メッセージ、⑧インストール済みの個別ソフトウェアの一覧、⑨写真、ビデオ及びアルバム、⑩カレンダー、⑪壁紙、⑫パスワード関連データ
- アプリストアについては、次の各データを具体例・想定例として指針に記載。
①個別ソフトウェアのダウンロード履歴又はダウンロード済みの個別ソフトウェアに関するデータ、②アカウント情報（メールアドレス、支払手段、年齢証明情報など）、③スマートフォンの利用者が入力又は登録したデータ
- ブラウザについては、次の各データを具体例・想定例として指針に記載。
①ブックマーク、②閲覧履歴、③拡張機能の一覧、④クレジットカード情報、⑤パスワード関連データ

基本的考え方

- ◆ 法第12条第1号イは、基本動作ソフトウェア（OS）の指定事業者に対し、当該OSに係る標準設定について、指定事業者（その子会社等を含む。）が提供する個別ソフトウェアが起動する場合には、簡易な操作により当該標準設定を変更することができるようにするために必要な措置を講じることを義務付けるもの。
- ◆ こうしたOSの標準設定に係る個別ソフトウェアを容易に切り替えられるようにすることにより、当該個別ソフトウェアに係る競争を促進しようとするもの。

スマートフォンの利用者が簡易な操作により当該標準設定を変更することができるようにするために必要な措置

- 「スマートフォンの利用者が簡易な操作により当該標準設定を変更することができるようにするために必要な措置」として、施行規則において以下のように規定。

スマホソフトウェア競争促進法施行規則

- ① スマートフォンの映像面に表示され、基本動作ソフトウェアに係る標準設定の対象である個別ソフトウェアについての標準設定を変更することができる画面（以下「操作画面」という。）を一箇所に集約することその他のスマートフォンの利用者が操作画面を容易に発見することができるようにすること。
 - ② 操作画面において基本動作ソフトウェアに係る標準設定を変更することができる旨の説明を行うこと。
 - ③ スマートフォンの利用者が基本動作ソフトウェアに係る標準設定を変更するために必要な最小限度の操作で変更することができるようにすること。
- ①～③のそれぞれについて具体的な想定等を指針に記載。
- ①に関しては、操作画面にたどり着くまでに多数回の操作を要したり、相当な時間を要したりするような場合は、この規定で要求される措置を満たすものとはいえない。
 - ②に関しては、スマートフォンの利用者の中には、標準設定等のスマートフォンに係る知識を十分に有している者もそうでない者もいることが想定されるところ、標準設定の変更のための操作画面において記載される内容としては、そのような趣旨を踏まえ、どのような者であっても、当該操作画面において標準設定の変更をすることができる旨を理解できるような内容とすることが求められる。
 - ③に関しては、標準設定を変更するために多数の画面を遷移したり、多数回の操作を要したりするような場合は、基本的には、この規定で要求される措置を満たすものとはいえない。

基本的考え方

- ◆ 第12条第1号ロは、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者に対し、「政令で定めた個別ソフトウェアについて、当該基本動作ソフトウェアに係る標準設定をすることができる同種の複数の個別ソフトウェアについての選択肢が表示されるようにすることその他のスマートフォンの利用者の選択に資する措置」を講ずることを義務付けるもの。
- ◆ スマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要がある個別ソフトウェアについて、スマートフォンの利用者における選択の機会を確保し、利用する個別ソフトウェアを容易に切り替えられるようにすることにより、当該個別ソフトウェアに係る競争を促進しようとするもの。

「個別ソフトウェアのうちスマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要があるもの」として、政令で定める個別ソフトウェア

- スマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要があるものとしてブラウザと検索アプリを施行令において規定。

スマホソフトウェア競争促進法施行令

- ① ブラウザ
- ② 検索アプリ（特定の検索エンジンを用いた検索役務の提供を受けるための検索情報の入力の利用に供される個別ソフトウェア）

- 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者は、ブラウザと検索アプリについて「スマートフォンの利用者の選択に資する措置」である選択画面を表示することが義務付けられる。

「スマートフォンの利用者の選択に資する措置」として施行規則で定める事項

➤ 「スマートフォンの利用者の選択に資する措置」として、施行規則において以下のように規定。

スマホソフトウェア競争促進法施行規則

- ① スマートフォンの映像面に次に掲げる要件を満たす選択画面（個別ソフトウェアについて、標準設定をすることができる同種の複数の個別ソフトウェアの選択肢等が表示され、標準設定をすることができる画面をいう。以下同じ。）が表示されるようにすること。
 - イ スマートフォンの利用者における選択の機会を確保する観点から客観的かつ合理的な基準に基づき選定された複数の個別ソフトウェアが選択肢として表示されるようにすること。ただし、一の選択画面に表示される個別ソフトウェアは、一の事業者につき一の個別ソフトウェアに限るようにすること。
 - ロ 選択画面に表示される選択肢について、当該個別ソフトウェアの名称、標章及び説明が表示されるようにすること。
 - ハ 選択画面に表示される選択肢の表示の順序その他の選択画面の表示が、スマートフォンの利用者の選択を阻害するものでないこと。
- ② スマートフォンの利用者による当該スマートフォンの初回起動後速やかに（当該指定事業者に係る指定が行われた日においてスマートフォンの利用者が既に初回起動を行っているスマートフォンについては、当該指定が行われた日から一年以内に（※1））、当該スマートフォンの利用者が選択画面に表示される個別ソフトウェアの選択肢から特定の個別ソフトウェアを選択するようにすること（※2）。
 - ※1：法の施行の日においてスマートフォンの利用者が既に初回起動を行っているスマートフォンについては、法の施行の日から一年以内。
 - ※2：ただし、スマートフォンの利用者が既に他のスマートフォンにおいて選択画面に表示される選択肢から特定の個別ソフトウェアを選択し、かつ、当該利用者の他のスマートフォンにおける当該選択画面の対象となる個別ソフトウェアに係る標準設定が当該利用者のスマートフォンにおける標準設定となる場合はこの限りでない。
- ③ スマートフォンの利用者が選択画面に表示される選択肢から特定の個別ソフトウェアを選択する前に、スマートフォンの映像面に次に掲げる事項を記載した画面が表示されるようにすること。
 - イ 対象となる個別ソフトウェアの種類
 - ロ 標準設定の意義
 - ハ 表示される選択画面において、標準設定となる個別ソフトウェアを選択する旨の説明
 - ニ 表示される選択画面において選択した個別ソフトウェアに関する標準設定の変更に係る説明
- ④ ①～③に定めるもののほか、スマートフォンの利用者が選択画面における選択による標準設定をすることを阻害しないこと。

基本的考え方

- ◆ 法第12条第1号ハにおいては、指定事業者が、自ら提供する個別ソフトウェアをスマートフォンに追加的にインストールする場合において、当該スマートフォンの利用者の同意を得るために必要な措置を講ずることを義務付けるもの。
- ◆ このように追加的に組み込む場合において、スマートフォンの利用者の同意を得ることを求めることにより、当該個別ソフトウェアと同種の個別ソフトウェア等に係る競争の促進を図るもの。

「スマートフォンの利用者の同意を得るために必要な措置」として、施行規則で定める事項

- スマートフォンの利用者の同意を得るために必要な措置について、施行規則において以下のように規定。

スマホソフトウェア競争促進法施行規則

- ① スマートフォンの利用者に対し、追加的に組み込む個別ソフトウェアの名称及び機能の概要を示すこと。
- ② スマートフォンの利用者に対し、個別ソフトウェアを追加的に組み込むことに係る同意の有無を確認すること。

指針での記載事項

- ①については、スマートフォンの利用者に対し当該概要は、利用者が同意するか否かを判断可能な程度に詳細なものとすることが求められる。
- ②については、指定事業者の個別ソフトウェアをスマートフォンに追加的に組み込むことに係る同意の有無の確認を求めるものであるが、その確認の時期及び方法については、指定事業者において当該利用者の意思を確認するのに最も適切な時期及び方法を選択し、実施することが求められる。

基本的考え方

- ◆ 法第12条第1号二においては、指定事業者が提供する個別ソフトウェアについて、指定事業者は、スマートフォンの利用者が簡易な操作により個別ソフトウェアをそのスマートフォンから消去することができるようにするために必要な措置を講ずることを義務付けるもの。
- ◆ このように指定事業者が提供する個別ソフトウェアについて、スマートフォンから消去することができるようにすることにより、当該個別ソフトウェアと同種の個別ソフトウェア等に係る競争の促進を図るもの。

「スマートフォンの利用者が簡易な操作によりそのスマートフォンから消去をすることができるようにするために必要な措置」として、公正取引委員会規則で定める事項

- 個別ソフトウェアの簡易な操作によるスマートフォンからの消去のために必要な措置について、施行規則において以下のように規定。

スマホソフトウェア競争促進法施行規則

- ① スマートフォンの映像面に表示され、当該指定事業者が提供する個別ソフトウェアを消去することができる画面を容易に発見することができるようにすること。
- ② スマートフォンの利用者が前号の画面において必要最小限度の操作で個別ソフトウェアを消去することができるようにすること。

指針での記載事項

- ①については、例えば、個別ソフトウェアのアイコンを長押しすることにより消去するためのポップアップが表示される場合が挙げられる。
- ②については、例えば、消去に伴う影響の説明も含めて必要な最小限の手順で消去が完了するようにすることが求められる。

基本的考え方

- ◆ 法第12条第2号イは、ブラウザの指定事業者に対し、ブラウザに係る標準設定について、指定事業者（その子会社等を含む。）が提供する役務が起動する場合には、簡易な操作により当該標準設定を変更することができるようにするために必要な措置を講じることを義務づけるもの。
- ◆ こうしたブラウザの標準設定に係る役務を容易に切り替えられるようにすることにより、当該役務に係る競争を促進しようとするもの。

スマートフォンの利用者が簡易な操作により当該標準設定を変更することができるようにするために必要な措置

- 「スマートフォンの利用者が簡易な操作により当該標準設定を変更することができるようにするために必要な措置」として、施行規則において以下の事項を規定。

スマホソフトウェア競争促進法施行規則

- ① スマートフォンの映像面に表示され、ブラウザに係る標準設定の対象である個別ソフトウェアについての標準設定を変更することができる画面（以下「操作画面」という。）を一箇所に集約することその他のスマートフォンの利用者が操作画面を容易に発見することができるようにすること。
 - ② 操作画面においてブラウザに係る標準設定を変更することができる旨の説明を行うこと。
 - ③ スマートフォンの利用者がブラウザに係る標準設定を変更するために必要な最小限度の操作で変更することができるようにすること。
- ①～③のそれぞれについて具体的な想定等を指針に記載。
- ①に関しては、操作画面にたどり着くまでに多数回の操作を要したり、相当な時間を要したりするような場合は、この規定で要求される措置を満たすものとはいえない。
 - ②に関しては、スマートフォンの利用者の中には、標準設定等のスマートフォンに係る知識を十分に有している者もそうでない者もいることが想定されるところ、標準設定の変更のための操作画面において記載される内容としては、そのような趣旨を踏まえ、どのような者であっても、当該操作画面において標準設定の変更をすることができる旨を理解できるような内容とすることが求められる。
 - ③に関しては、標準設定を変更するために多数の画面を遷移したり、多数回の操作を要したりするような場合は、基本的には、この規定で要求される措置を満たすものとはいえない。

基本的考え方

- ◆ 第12条第2号ロは、ブラウザに係る指定事業者に対し、スマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要があるものとして政令で定められた当該ブラウザに係る標準設定に係る役務について、同種の複数の役務についての選択肢が表示されるようにすることその他のスマートフォンの利用者に選択に資する措置を講ずることを義務付けるもの。
- ◆ スマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要がある役務について、スマートフォンの利用者における選択の機会を確保し、利用する役務を容易に切り替えられるようにすることにより、当該個別役務に係る競争を促進しようとするもの。

当該ブラウザに係る標準設定に係る役務のうち「スマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要があるもの」として、政令で定める役務

- スマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要があるものとして、検索エンジンを用いた検索役務を政令において規定。

スマホソフトウェア競争促進法施行令

○ ブラウザに係る標準設定に係る検索エンジンを用いた検索役務

- ブラウザに係る指定事業者は、検索エンジンを用いた検索役務について「スマートフォンの利用者の選択に資する措置」である選択画面を表示することが義務付けられる。

「スマートフォンの利用者の選択に資する措置」として施行規則で定める事項

➤ 「スマートフォンの利用者の選択に資する措置」として、施行規則において以下のように規定。

スマホソフトウェア競争促進法施行規則

- ① スマートフォンの映像面に次に掲げる要件を満たす選択画面（役務について、標準設定をすることができる同種の複数の役務の選択肢等が表示され、標準設定をすることができる画面をいう。以下同じ。）が表示されるようにすること。
 - イ スマートフォンの利用者における選択の機会を確保する観点から客観的かつ合理的な基準に基づき選定された複数の役務が選択肢として表示されるようにすること。ただし、一の選択画面に表示される役務は、一の事業者につき一の役務に限るようにすること。
 - ロ 選択画面に表示される選択肢について、当該役務の名称、標章及び説明が表示されるようにすること。
 - ハ 選択画面に表示される選択肢の表示の順序その他の選択画面の表示が、スマートフォンの利用者の選択を阻害するものでないこと。
- ② スマートフォンの利用者による当該スマートフォンの初回起動後速やかに（当該指定事業者に係る指定が行われた日においてスマートフォンの利用者が既に初回起動を行っているスマートフォンについては、当該指定が行われた日から一年以内に（※1））、当該スマートフォンの利用者が選択画面に表示される役務の選択肢から特定の役務を選択するようにすること（※2）。
 - ※1：法の施行の日においてスマートフォンの利用者が既に初回起動を行っているスマートフォンについては、法の施行の日から一年以内。
 - ※2：ただし、スマートフォンの利用者が既に他のスマートフォンにおいて選択画面に表示される選択肢から特定の役務を選択し、かつ、当該利用者の他のスマートフォンにおける当該選択画面の対象となる役務に係る標準設定が当該利用者のスマートフォンにおける標準設定となる場合はこの限りでない。
- ③ スマートフォンの利用者が選択画面に表示される選択肢から特定の役務を選択する前に、スマートフォンの映像面に次に掲げる事項を記載した画面が表示されるようにすること。
 - イ 対象となる役務の種類
 - ロ 標準設定の意義
 - ハ 表示される選択画面において、標準設定となる役務を選択する旨の説明
 - ニ 表示される選択画面において選択した役務に関する標準設定の変更に係る説明
- ④ ①～③に定めるもののほか、スマートフォンの利用者が選択画面における選択による標準設定をすることを阻害しないこと。

基本的考え方

- ◆ 法第13条は、指定事業者に対し、その指定に係る特定ソフトウェア（基本動作ソフトウェア、アプリストア又はブラウザをいう。以下単に「特定ソフトウェア」という。）について、特定ソフトウェアを利用する個別アプリ事業者及びウェブサイト事業者（以下両者を併せて「他の事業者」という。）に対して当該特定ソフトウェアを提供する際に、特定ソフトウェアの仕様若しくは利用に係る条件（以下「仕様等」という。）を設定し、又はこれらを変更することや、特定ソフトウェアの利用の全部又は一部を拒絶すること（以下総称して「仕様等の変更等」という。）があるところ、このような仕様等の変更等に際し、他の事業者が円滑に対応するために必要な措置を講ずることを指定事業者に義務付けるもの。
- ◆ これにより、特定ソフトウェアを利用する他の事業者が仕様等の変更等に円滑に対応できるようにし、当該事業者の不測の不利益が生じることを防止することを狙いとするもの。

特定ソフトウェアに係る指定事業者が取るべき措置の内容及び方法

- 講ずべき措置について、施行規則において以下のように規定。

スマホソフトウェア競争促進法施行規則

- ◆ 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が講じなければならない措置
 - ① 仕様等についての情報開示
 - ② 仕様等の変更についての期間確保と情報開示
 - ③ 利用の全部の拒絶についての期間確保と情報開示
 - ④ 利用の一部の拒絶についての情報開示
 - ⑤ ①から④までに係る苦情の処理その他の体制及び手続の整備
- ◆ アプリストアに係る指定事業者が講じなければならない措置
上記①から⑤までの措置
- ◆ ブラウザに係る指定事業者が講じなければならない措置
①及び②（仕様の設定及び変更に関するものに限る。）並びに⑤（一部のものに限る。）

施行規則で定める各措置について

- さらに、講ずべき措置の具体的内容について、それぞれ、施行規則において以下のように規定。

スマホソフトウェア競争促進法施行規則

- ① 仕様等についての情報開示について
 - ✓ 開示の方法（明確かつ平易な表現を用いて記載することなど）
 - ✓ 開示事項に含めるべき事項（利用拒絶の場合の判断基準など）
- ② 仕様等の変更についての期間確保と情報開示について
 - ✓ 開示の方法（明確かつ平易な表現を用いて記載すること、開示期限など）
 - ✓ 一定の期間を確保すべき場合の例外
- ③ 利用の全部の拒絶についての期間確保と情報開示
 - ✓ 開示の方法（明確かつ平易な表現を用いて記載すること、開示期限など）
 - ✓ 一定の期間を確保すべき場合及び理由を開示すべき場合の例外
- ④ 利用の一部の拒絶についての情報開示
 - ✓ 開示の方法（明確かつ平易な表現を用いて記載すること、開示期限など）
 - ✓ 拒絶の時までに開示すべき場合及び理由を開示すべき場合の例外
- ⑤ ①から④までに係る苦情の処理その他の体制及び手続の整備
 - ✓ 措置の方法（仕様等の変更等が公正に行われることを確保するために必要な体制及び手続を整備することなど）

施行規則で定める各措置について

- 法第14条に基づき指定事業者が提出する遵守報告書において記載すべき内容について、施行規則において以下のように規定。

スマホソフトウェア競争促進法施行規則

① 指定事業者の事業の概要に関する事項

- ✓ 特定ソフトウェアの提供等に係る規約その他の利用に係る条件の内容（前回提出した報告書からの変更箇所等を含む。）
- ✓ 特定ソフトウェア（検索エンジンを除く。）に係る仕様（前回提出した報告書からの変更箇所等を含む。）

② 法第5条から第13条までの規定を遵守するために講じた措置に関する事項

- ✓ 法第5条から第13条までの規定を遵守するために講じた措置の内容（当該措置が法の規定を遵守していることの説明等）
- ✓ 法第7条ただし書及び第8条ただし書に該当することを理由とする行為について、当該行為の目的及び他の行為によってその目的を達成することが困難であった事情の説明
- ✓ 上記の措置の実施に当たっての検討の経緯
- ✓ 個別アプリ事業者やスマートフォンの利用者からの苦情等の反応の概要
- ✓ その他法の規定の遵守の確認のために必要な事項

③ ①、②のほか、この法律の規定の遵守の状況の確認のために必要な事項

- ✓ 法の規定の遵守のための措置の実施に当たって利害関係者等と実施した主要な協議の内容
- ✓ その他法の規定の遵守の状況に関して参考となる事項

※ 遵守報告書は、年度の末日又は法第3条第1項の規定による指定を受けた日から2月以内に提出（法の施行日において既に指定から2月を経過している事業者については、法の施行の日に提出）。

遵守報告についての考え方

- 指定事業者は、遵守報告書において、禁止規定に違反する行為の防止及び措置規定を遵守するために講じた措置の内容のほか、これらの法の規定の遵守状況の確認のために必要な事項について、指定事業者の説明資料を含め、遵守報告書の記載内容の裏付けとなる根拠資料を添えて、具体的に説明することが求められる。
- 特に、サイバーセキュリティの確保等の観点からの正当化事由に関しては、法の規定に違反する疑いのある行為が認められた場合の事実関係及び指定事業者の主張の把握を円滑に行うことが重要であることから、指定事業者は、自らの行為が当該正当化事由に該当する旨を合理的かつ具体的に説明することが求められる。

関係行政機関との連携に係る基本的考え方

- ◆ 法の運用に当たっては、サイバーセキュリティの確保等を図りつつ、競争環境の整備を進めることが求められるところ、公正取引委員会と関係行政機関とが緊密な連携を行う必要。
- ◆ サイバーセキュリティの確保等の観点についての関係行政機関の専門的な見地も踏まえながら、公正取引委員会が個別の事案についての判断を行っていくことが、法の効果的な運用のために重要。

具体的な連携の流れ

- 法第7条ただし書又は第8条ただし書の規定の適用に当たっては、サイバーセキュリティの確保等の重要性に鑑み、法第43条第1項及び第3項に基づき、以下のような連携を行うこととする。
 - ア 公正取引委員会は、指定事業者の行為に係る法第7条ただし書又は第8条ただし書の規定への該当性について、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して意見を求めることとする。
 - イ 前記アの意見の求めを受けた関係行政機関は、その内容を専門的見地から検討し、公正取引委員会に対して、法第7条ただし書又は第8条ただし書の規定の適用の観点から、意見を述べることができる。なお、前記アの意見の求めがなくとも、関係行政機関が指定事業者等の主張に基づいて必要があると認めるときは、公正取引委員会に対して意見を述べるができる。また、必要に応じて、公正取引委員会は、指定事業者に対し、関係行政機関の意見の内容を確認させ、意見を述べる機会を設けることとする。
 - ウ 公正取引委員会は、前記イの関係行政機関の意見を十分に斟酌して、法第7条又は第8条への違反の有無についての判断を行うこととする。
 - エ 公正取引委員会及び関係行政機関は、上記の連絡等のための窓口を相互に設置することとする。
- また、法第7条ただし書又は第8条ただし書の規定の適用以外に関しても、必要に応じて連携を行うこととする。